

令和6年第4回湧別町議会

定例会会議録

令和6年第4回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和6年12月10日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
8番 小形秀和	9番 檜山洋一	10番 脇坂敏夫
11番 村田一志		

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
8番 小形秀和	9番 檜山洋一	10番 脇坂敏夫
11番 村田一志		

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 齊藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、健康こども課参事 兼田稚子、水産林務課長 青山賢治、水産林務課町有林管理担当課長 田中千嘉伸、総務課総務グループ主幹 宍戸和幸、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、住民税務課税務グループ主幹 坂田佳樹、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹 稲田宏司、建設課管理グループ主幹 藤直樹、

建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 澁谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館J R Y館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 宍戸和幸

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和6年第4回湧別町議会定例会

議事日程（第1日）

令和6年12月10日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	第3回定例会 認定第 1号	令和5年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	第3回定例会 認定第 2号	令和5年度湧別町水道事業会計決算認定について
日程第 7		一般質問
日程第 8	議案第 1号	令和6年度湧別町一般会計補正予算
日程第 9	議案第 2号	令和6年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第10	議案第 3号	令和6年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第11	議案第 4号	湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第12	議案第 5号	財産の処分について
日程第13	議案第 6号	財産の処分について
日程第14	議案第 7号	財産の処分について
日程第15	議案第 8号	公有水面の埋立について
日程第16	諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
追加日程第1	議案第 9号	湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第2	議案第10号	湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第3	議案第11号	湧別町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第4	議案第12号	湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第5	議案第13号	令和6年度湧別町一般会計補正予算
追加日程第6	議案第14号	令和6年度湧別町介護保険特別会計補正予算
追加日程第7	議案第15号	令和6年度湧別町水道事業会計補正予算
追加日程第8	議案第16号	令和6年度湧別町下水道事業会計補正予算
追加日程第9	議案第17号	令和6年度湧別町一般会計補正予算

- 日程第17 請願第 1号 住民投票の実施を求める請願書
- 日程第18 意見書案 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求
第 3 号 める意見書
- 日程第19 承 認 閉会中の所管事務調査等の申出について
(各常任委員会及び議会運営委員会)

開 会 宣 告（10：00）

○議 長 ただいまの出席議員は10名でございます。

これより令和6年第4回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思っておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、小形君、9番、檜山君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る12月6日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

6番、酒井君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から12月11日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月11日までの2日間とすることに決定いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして予算3件、財産処分3件、その他3件であります。

また、議会側といたしましては、認定2件、請願1件、意見書1件、承認1件であります。

次に、議案等説明員の関係でありますが、今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりでございます。

次に、去る11月21日の令和6年第6回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

11月22日、札幌市においてオホーツク圏活性化期成会札幌要望活動が行われ、これに議長が出席いたしております。

11月23日、開盛小学校において湧別町立開盛小学校閉校式及びありがとうの

会が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

11月24日、東京都において第15回東京湧別会総会及び懇親会が開催され、これに議長が出席いたしております。

11月26日、文化センターTOMにおいてゆうゆう厚生クリニック運営委員会が開催され、これに議長及び総務厚生常任委員長が出席いたしております。

11月26日及び27日、決算審査特別委員会が開催されました。

11月29日、産業文教常任委員会が開催されました。

同日、文化センターTOMにおいて産学官ビジネスセミナー in 湧別町が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

12月2日、総務厚生常任委員会が開催されました。

12月4日、遠軽町において第3回遠軽地区広域組合議会定例会が開催され、これに議長及び各関係議員が出席いたしております。

12月6日、議会運営委員会が開催されました。

なお、本定例会におきまして広報作成のため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長 これで諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降における行政上の諸課題について報告申し上げます。

1点目ですが、本年の農作物等の作況及び漁業生産物の状況についてであります。本年の農作物等の作況についてご報告申し上げます。まず、秋まき小麦ですが、10アール当たりの製品収量は559キロ、平年の105%となり、平年を上回る結果となりました。てん菜の10アール当たりの収量は6,134キロと平年の104%となり、糖分は15.9%といずれも平年を上回る結果となりました。タマネギは、10アール当たり5,732キロで平年を少し下回る結果となりました。11月6日現在、生産量の約38%の出荷が終了しており、4月中旬まで出荷が続く予定となっております。サイレージ用トウモロコシは、10アール当たりの生収量が4,981キロで平年比96%となり、平年並みの収量となりました。牧草は、1番草、2番草合わせた収量が10アール当たり3,719キロで、平年比96%と平年並みの収量となりました。また、本年1月から10月までの生乳生産量は、全体で9万3,602トン、前年比101.2%と前年を上回る生産量となりました。

今年の気象状況につきましては、5月から9月にかけて気温が高く、平年より比較的雨の多い状況であったため、作物全般が順調な生育となりました。最終的には畑作物全般が平年並みの収量や品質を確保でき、出荷乳量についても

把握している限りでは平年以上となったところであります。このことは、農家の皆様方のご努力と関係機関のご協力のたまものと認識しており、この場をお借りして心よりお礼を申し上げるところでございます。

以上、本年の農作物等の作況についてのご報告とさせていただきます。

続きまして、漁業生産物の状況についてご報告させていただきます。まず、主要魚種であります外海ホタテガイについてであります。本年は3月9日から操業を始め、12月19日で切り上げ、終漁を予定してございます。漁獲量については、夏場の猛暑による操業時間の短縮もありましたが、順調な水揚げが行われており、当初計画は下回るものの、操業終漁までに3万2,000トンの漁獲量を見込んでおります。外海ホタテガイは、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水海洋放出に伴う中国による日本産水産物禁輸措置の長期化による影響が懸念されておりましたが、処理水放出前の輸出水準は下回るものの、円安基調の為替相場の背景もあり、中国に代わる輸出国としてアメリカや東南アジアへの輸出の拡大で価格が維持され、漁獲金額では40億4,000万円を見込んでおり、対前年比では17%下回るものの、当初計画に比べ6億600万円増の見込みとなっております。次に、サケ漁であります。高水温が影響とされる記録的な不漁となった昨年をさらに下回る不漁で、北海道全体でも対前年比2割減の水揚げ状況となっており、本町におきましては漁獲量1,199トンと昨年度を952トン下回る不漁となっております。漁獲金額につきましては11億5,100万円で、漁獲量では対前年比4割減となりましたが、記録的な不漁による価格の上昇により漁獲金額では1割程度の減となっております。続きまして、マス漁についてですが、サケ漁と同様不漁であった昨年度より漁獲量、漁獲金額ともさらに下回る不漁となり、漁獲量では対前年度比33%減、漁獲金額は対前年度比14%減の1,300万円となっております。このほか、養殖ホタテは歩留りがよく高値となったほか、タコも豊漁となりましたが、毛ガニやホッケなど一部魚種で漁獲量が減少しております。また、ホッカイシマエビにつきましては、7年ぶりに漁が再開され、漁獲量6.2トンで漁獲金額は4,800万円となっております。本年の漁獲金額全体では98億5,000万となる見込みで、昨年度の100億4,900万円に對しまして2%の減、金額では1億9,900万円減の漁獲金額になるものと予想されます。

以上、漁業生産の状況報告とさせていただきますが、漁獲量の確保と良質な水産物の提供に向けた漁業者の皆様方の並々ならぬご努力と、中国の日本産水産物の禁輸措置が続く状況の中、湧別産ホタテの消費拡大にご協力いただいている町民や消費者の皆様方、また湧別町ふるさと納税の返礼品としてホタテをはじめとする水産物をお選びいただいている寄附者の皆様方、さらには日本の水産業を守る政策パッケージとしてホタテ等の水産物の消費拡大や生産維持対

策のほか、輸出先の多角化に向けた様々な取組を推進していただいている政府をはじめとする関係機関及び関係団体の皆様のご支援とご協力に対しまして心よりお礼を申し上げます。

次に、2点目でございますが、東京湧別会の定期総会等の出席についてであります。去る11月24日、東京都内において第15回東京湧別会定期総会並びに懇親会が開催され、後藤会長のほか役員及び会員64名が参加されました。本町からは、私のほか課長職3名と文部科学省派遣職員、町議会からは村田議長が出席され、そのほか湧別漁協、阿部組合長、商工会、橋本会長、札幌湧別会、大館会長も出席されております。総会では、後藤会長の挨拶に続き、同会の事業報告及び収支決算などの提案された議案が全て承認された後、新役員の紹介が行われたところであり、総会終了後の懇親会では、私から町政の近況報告と新しい取組をご紹介します、日本酒、湧別を振る舞い、会員の皆様から楽しみにしていた、すっきりしていて飲みやすいなどの感想が聞かれ、私としてもとてもうれしく感じたところであります。恒例であります歌謡ショー、ビンゴ大会、カラオケなども行われ、さらにはミニ湧鮮館と題し、特産品の販売コーナーも設けられ、会場は大いに盛り上がり、会員相互の親睦と交流が深められるとともに、郷土愛をさらに深めるひとときを過ごすことができました。今後におきましても東京湧別会の皆様には本町の応援団として、それぞれの職責、立場でのご活躍をご祈念しているところでございます。

次に、3点目でございます。交通事故の発生についてでございます。去る11月26日午後3時30分頃、湧別町錦町の緑地公園にて作業を行っていた公園作業員が運転する公用車が国道に出る際、左側より歩道上を進行してきた自転車と接触する交通事故が発生いたしました。事故の原因は、公園作業員が運転する車両が国道に進入する際に左右の安全確認を十分に行わなかったことによるものであります。今回の事故により被害に遭われた方は、車両と接触した際に転倒し、右肘及び左腸骨部を打撲し、3日間の加療を要する診断を受けたところでございます。被害者に対しましては、町が自動車損害賠償保険により損害賠償するものではありませんが、今後も職員に対しましてはこれまで以上に安全確認の注意喚起を行い、交通事故防止の措置を徹底してまいりたいと考えてございます。今回被害に遭われました方に対しましては、十分な誠意を持って対応してまいりたいと考えてございます。

以上、公用車による交通事故についての行政報告とさせていただきます。

続きまして、4点目ですが、国関係工事の発注状況についてであります。工事名、一般国道238号湧別町信部内改良工事、工事場所、信部内・川西、請負金額9,889万円、請負業者、芙蓉建設株式会社（美幌町）であります。規模は、舗装工ほか3,400平方メートル（信部内）であります。工期、令和7年3月21日。

5点目は、北海道関係工事の発注状況についてであります。工事名、芭露川大規模特定河川改修工事、工事場所、芭露、請負金額1億9,338万円、請負業者、松谷建設株式会社（北見市）、規模、橋梁下部工橋台1基、橋脚1基（芭露8号橋）、工期、令和7年3月21日。工事名、サナブチ川ほか道単改修工事（冬）、工事場所、富美、請負金額3,099万8,000円、請負業者、株式会社中川組、規模、伐木（富美川）、延長200メートル、工期、令和7年3月21日。

6点目は、町関係工事等の発注状況についてであります。工事名、住宅改修工事（空き家活用移住促進住宅）、工事場所、中湧別南町、請負金額1,496万円、請負業者、柴田建設株式会社、規模、住宅内部改修一式、工期、令和7年3月20日。業務名、湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託、請負金額2億3,969万円、請負業者、梓・岩見田設計共同企業体、株式会社梓設計（東京都）、株式会社岩見田・設計（札幌市）、規模、新庁舎等基本設計業務・実施設計業務一式、納期、令和8年3月31日。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長 これでは行政報告は終わりました。

日程第5及び日程第6の認定案件については、本年9月の第3回定例会において決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託し、閉会中の継続審査といたしました。したがって、日程第5、認定第1号 令和5年度湧別町各会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第2号 令和5年度湧別町水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本件については、決算審査特別委員会委員長より報告書の提出がなされておりますので、委員長の報告を求めます。

2番、高田君。

（決算審査特別委員長説明）

○議長 委員長報告に対する質疑を行います。

○全員 （なし）

○議長 質疑を終了し、討論を行います。

○全員 （なし）

○議長 討論がございませんので、本件について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

○全員 （異議なし）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、一括議題であります認定第1号及び認定第2号については認定することに決定いたしました。

日程第7、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるよう具体的な質問をするようお願いをいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いをいたします。

それでは、一般質問を行います。

8番、小形君。

○8番 私からは、1問町長に質問をいたします。

乳がん検査費用の補助対象についてということで、湧別町では病気の予防、早期発見により住民の健康増進を図るため、人間ドック、乳がん検診、脳ドックなどの費用の一部を助成しております。町のホームページには、乳がんマンモグラフィー検査は対象者は40歳以上で、補助回数は2年に1回、助成限度額、受診する医療機関の指定はありませんと掲載されています。湧別町の脳ドック指定医療機関である北見市の道東の森総合病院では、無痛のMRI乳がん検査を行っております。この検査では、町からの検診費用助成は受けることができないようであります。乳がんマンモグラフィー検査と同様に、MRI乳がん検査も助成回数、補助限度額を決めて費用の一部を補助対象にできないものかお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長 町長。

○町長 小形議員の乳がん検査費用の助成対象についてのご質問にお答えさせていただきます。

本町では、乳がんの早期発見を図り、町民の方々の健康保持並びに増進を図るため、平成27年度より当該検診費用の一部助成を行っております。助成内容につきましては、40歳以上の町民の方を対象とし、町が実施する集団検診を受診された方につきましては、令和6年度においては50歳以上の方は4,355円、40歳から49歳までの方は5,312円の町費助成として、助成回数につきましては2年に1回の助成といたしております。また、都合により病院にて個別検診を受診される方につきましても同額の助成といたしております。

今回小形議員からご質問のありましたMRI乳がん検査につきましては、近隣市町村では北見市にあります道東の森総合病院におきまして検査が実施されております。現在本町が助成対象としている乳がん検査につきましては、マンモグラフィー検査のみとなっておりますが、乳がんの検査はこのほかにエコー検査とMRI検査があります。この3種類の検査から町民の方が選択して検査を受けられるように助成内容を拡充し、令和7年度よりマンモグラフィー検査のほかエコー検査とMRI検査についても2年に1回、マンモグラフィー検査と同額の助成を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、小形議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 8番、小形君。

○8 番 来年度から実施していただけるということで、大変ありがたく思っております。MRI検査のこの無痛検査は、胸の奥のほうやわきの下まで撮影できて、広範囲に検査ができるということで、日本人の女性に合うような、乳腺の量の多い方でもできるということで、なかなか大したものだと思っておりますので、ぜひやっていただきたいと考えておりました。

また、この検査は、1,000人当たりの検査人数に対してもかなりの精度で発見があるということで、1,000人で14名程度ということであります。日本人の死亡の原因のトップが、女性のトップが乳がんであると言われておりました、30歳から64歳の女性のがんの死亡のトップとされております。また、日本人女性の9人に1人が生涯的に乳がんにかかると言われておりますので、ぜひとも検診をしていただき、町民の健康を図っていただきたいと考えておりますので、大変ありがたい回答をいただきました。どうもありがとうございます。

○議 長 8番、小形君の質問が終わりました。

次に、9番、檜山君。

○9 番 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

水道事業及び簡易水道事業に係る水質検査についてお伺いをいたします。水道の水質検査は、法の定めにより定期項目を毎年実施されていることと存じます。近年有機フッ素化合物で炭素とフッ素の原子を含む化学物質の総称、PFASが注視されています。有機フッ素化合物は、人工的に作られたもので、1940年代から産業利用されていて、4,700種類あるいは1万種類以上あると言われております。この化合物は、水や油をはじき、熱に強いという特性を持っています。PFASは、焦げつきにくいフライパンや防水服、食品の包み紙、泡消火剤、半導体、自動車の部品など様々な製品に使用されています。しかし、自然界で分解されにくく、環境や人体に蓄積しやすいため、永遠の化学物質とも呼ばれているものです。PFASの有害性が指摘されており、特に飲み水を通じて人体に取り込まれることが懸念されているものです。そのため、各国で規制が強化されており、日本でも水道水等の濃度の基準が見直されてきているものがあります。そこで、本町の水道及び簡易水道においても検査を実施し、実態を把握する必要があると存じますが、来年度、令和7年度において検査をするよう要望するものですが、お考えをお伺いをいたします。

○議 長 町長。

○町 長 檜山議員の水道事業及び簡易水道事業に係る水質検査についてのご質問にお答えいたします。

檜山議員がご心配されておりますPFASの水道水への混入につきましては、近年その危険性が新聞やテレビ等で大きく報道されており、健康被害が懸

念されているところであります。P F A Sは、現在水道法で検査、公表が義務づけられている水質基準項目に入っておりませんが、水質管理上留意すべき項目として設定されている水質管理目標設定項目に含まれており、暫定目標値として1リットル当たり50ナノグラム以下とされているものであります。

国からの情報や国内での検出例を鑑み、本年度臨時に検査を実施することといたしました。令和6年7月29日に東山浄水場ほか3施設より原水を採取し、水質検査を実施いたしました。全ての原水からP F A Sは検出されませんでした。また、供給源が遠軽町、紋別市であります開盛地区簡易水道、信部内地区水道につきましてもP F A Sは検出されませんでした。国では、現在P F A Sを水質基準検査項目に追加する方向で検討中ではありますが、町といたしましては国の検討結果にかかわらず、町民の皆様へ安心、安全な水を供給することを最優先に考え、令和7年度以降も検査を実施していく考えであります。

以上、檜山議員への回答とさせていただきます。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そこで、ちょっと今若干聞き漏らしたかなと思うのですが、P F A Sの検査は本州では井戸水や湧き水なども検査をしている市町村もあります。五鹿山雑用水は検査されたということではちょっとないのかなというふうに思いますが、この辺も住民の健康に関わる問題であり、令和7年度においては検査を実施していただきたいというふうに思いますし、本町においても地下水の利用者の方もおりますので、何か検査希望者に支援する制度なども考えてみてはどうかというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議 長 町長。

○町 長 檜山議員の再質問にお答えさせていただきます。

水道事業及び簡易水道事業については、町が管理する水道ということでありますので、令和6年度において検査をさせていただいてございます。五鹿山水利組合につきましても、その方向性について水利組合と協議をさせていただき、水利組合のほうでその検査を行いたいという内容であれば、そのような部分については新年度においてその実施に向けて考えていきたいというふうに考えてございます。

ただ、井戸水、個人の地下水については、その部分についてどういう希望、または方向性があるのかという部分については十分検討していかなければならない部分もありますので、そこら辺も含めて来年度に向けて協議をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 五鹿山の関係についても理解はいたしました。また、地下水の関

係については、現時点では致し方ないのかなというふうに思いますが、検査を受けられるよう希望する方にはぜひ何らかの考慮をお願いしたいなというふうに思います。

そこで、P F A S は、先ほど町長もおっしゃいましたが、新聞やテレビなどでの報道もたくさんされてきているところでもあります。住民も健康に関わる問題で心配されているところも多いのかなというふうに思っております。検査結果が判明いたしましたら、町民の皆様にお知らせしていくことが大事かなと思います。このことが安心した生活を送れることになっていくというふうに思いますので、広報などで広く周知をしていく考えがあるかどうか、お考えを伺います。

○議 長 町長。

○町 長 今回の検査については、臨時的に行った検査という部分もありますし、来年度以降、今国が検討されている部分もありますので、そこら辺については本町においての水道水に P F A S が含まれていないという部分については、広く住民に説明していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 9番、檜山君の質問が終わりました。

次に、1番、関野君。

○1 番 一般質問を行います。有害鳥獣駆除対策について。

近年町内においてアライグマによる農業被害の拡大が深刻な状況にあります。また、町民の財産とも言えるスイートコーン、ブドウ等収穫目前の家庭菜園が食害により全滅する事例が多発しております。昨年地域の酪農経営者から狩猟免許の取得を懇願され、狩猟免許予備講習を受講し、さらに狩猟免許試験をオホーツク振興局において受験し、令和6年2月、狩猟免許が北海道知事より交付されました。湧別町からは鳥獣被害対策実施隊員に委嘱され、令和6年4月から10月末までアライグマ40頭、キツネ10頭の捕獲、駆除を行いました。

本試験までに2日間網走まで通わなくてはなりません。被害を受けている酪農家にとっては、経済的にも重い負担となります。そこで、免許取得に係る予備講習について地元農協の協力を得て取得希望者を取りまとめ、町内で予備講習が実施できるように湧別町が北海道猟友会網走支部に実現の要請の仲介を願いたいですが、いかがか。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員の有害鳥獣駆除対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣を捕獲するためには狩猟免許が必要となりますが、狩猟免許試験は毎年振興局単位で行われ、オホーツク管内では例年7月と2月の年2回実施さ

れております。狩猟免許試験の受験を希望される方は、オホーツク総合振興局へ事前申請を行い、事前申請の段階で受験定数を超えた場合は抽せんとなるため、狩猟免許の取得を希望される方全員が試験を受験することができる仕組みとはなっていない状況であります。

狩猟者の担い手対策として、狩猟免許試験を受験される方を対象とした北海道猟友会主催の予備講習が試験日の1週間前に網走市内で開催されております。予備講習は有料となりますが、試験に対応した講義や実技が受講でき、合格率が高まることから、狩猟免許試験を受験するほとんどの方が予備講習を受講されております。狩猟免許取得の際は、予備講習と免許試験で網走市へ2回出向くこととなりますので、町といたしましても受験者の負担軽減を図るため、町内での出張予備講習の開催につきまして北海道猟友会へ要請してまいります。開催に当たりましては受講者の最少参加人数等の協議も必要となりますので、今後関係機関及び関係団体と調整を図りたいと考えてございます。

以上、関野議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 1番、関野議員。

○1 番 再質問を行います。

2023年10月27日付の日本農業新聞がございませう。後志管内の共和町で、特定外来生物、アライグマの駆除対策で2023年度上半期、4月から9月で過去最多となる452頭を捕獲したと書いてございませう。町では、箱わなを貸し出して設置してもらなうなどの対策を講じ、2018年度から2022年度の5年間で2,000頭以上を捕獲、駆除するなどの成果を上げてございませう。北米原産のアライグマの活動が活発になる5月、6月を捕獲推進月間と位置づけ、道によると2020年度道内の農業被害額1億4,000万余りに達すると報じられてございませう。道内では1998年、初の農業被害が発生し、道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所は、アライグマの生態を夜行性で繁殖能力が高く、全く捕獲しない場合は6年後に10倍、12年後には100倍になるという試算もございませう。

J A ゆうべつ町管内の管下で搾乳農家69戸、うちアグリサポートばらうを利用している25戸、ドリームゆうべつを利用している20戸が飼料工場から配送される栄養価の高い飼料がほぼ真空状態で定期的に構成員宅に供給されてございませう。その飼料を狙い、ビニール袋を爪で破り、食いあさり、飼料の腐敗等が進行する被害が多発してございませう。そこで、湧別町では貸出しできる箱わなを現在何基所有しているのか。当面1戸に1台ぐらい利用できる箱わなを受験者の予備講習のお手伝いを含めて町管理の下で貸付台数の購入を新年度でぜひ実施していただきたいが、どうか。答弁を求めませう。

○議 長 町長。

○町 長 アライグマの被害状況等を詳しく説明していただきまして、あり

がとうございます。現在町では、ヒグマ用の箱わな2基、キツネ、アライグマ用の箱わな14基を保有してございます。破損等によるものもありますので、当然その部分については新たに購入していかないとならぬという部分がございます。これらの箱わなについては、町が設置者として使用する箱わなであって、熊用の箱わなについては今年開盛で設置して、1頭の熊を捕獲している状況でございます。キツネ、アライグマの箱わなについては、町民から設置要請があった場合に設置させていただいて、キツネ、アライグマの捕獲、駆除を行っている部分でございます。1戸に1台貸し付けるという部分については、町が設置するというあくまでも前提になっていくと思います。その部分でございます。本来でいくと、狩猟免許を取っていただいで、自ら設置していただくというのが一番だと思います。湧別町狩猟免許取得補助金等の制度もありまして、免許取得、また銃等の許可に係る部分の費用の2分の1も今助成をさせていただいている状況でございます。また、銃の購入にも助成をさせていただいておりますので、そういう農家さんについては新たに狩猟免許を取得していただいで、有害駆除の助成をしていければなと思っております。

またあわせて、町で保有する箱わなについても増やしてはいきたいというふうに考えてございますので、町が設置するもの、また狩猟者が設置するものということで、二段構えの対策の中で進めていきたいと考えてございますので、その部分、町の助成制度をご利用して狩猟免許を取得いただきたいという部分と、町のほうも現在いる職員の中で狩猟ができる部分の数を増やしていきたいと考えてございますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 今の町長の答弁、了解しました。ひとつ今後ともよろしく願います。

以上です。

○議 長 1番、関野君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 0 : 5 1)

再 開 宣 告 (1 1 : 0 0)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、村川君。

○4 番 それでは、3点の一般質問の要旨説明をいたします。

まず、1点目に、広域組合各支署の職員数の不足についてをお伺いいたします。近年の異常気象により世界、全国に大きな災害が起き、人命、財産が失われている。このような中、2013年には道内、湧別町においても天候の急変によ

り猛吹雪が発生し、親子2人が巻き込まれ、父親が亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。その後、大きな災害もなく、住民も安心して暮らしておりますが、また当時のような災害が起こる可能性はあります。当時の事故を振り返ってみますと、役場、湧別町消防署に連絡を取ったが、対応がなかったということでありました。なぜ対応がなかったのか。役場については、対策本部を立ち上げたが、留守番の職員がほかの対応に追われていたとのことでありました。消防の対応がなかったのは、他の事故の対応に現地に出ていたとのことでありました。私もその後対応の在り方について説明をいただきました。重複した事故に対応するためには、必ずもう一人は支署にいて電話の対応に当たる職員がいなければ対応は難しいとのことでした。確かに人件費の削減ということで職員を減らしてきていますが、各支署では大きな災害が重複して起きた場合、対処できないとの声があります。広域組合には各支署が6か所あります。各支署に1名増員すると、約4,000万くらい人件費は増になりますが、住民の生命、財産、安心して暮らせるまちづくりのために、広域組合の副管理者として協議すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目について説明をいたします。曾我病院の医療従事者確保のための支援策についてをお伺いいたします。曾我病院は、地域医療を守るために十数年来にわたり町に貢献してきております。近年コロナ禍をはじめ人口減、人手不足、物価高と、病院経営の悪化に追い打ちをかけております。経営の安定を図るために紋別市曾我病院50床を診療所19床にし、経営改善に努めております。紋別曾我病院を縮小したため、医療従事者は確保でき、安心して患者さんの対応ができています。しかし、経営上看護師、介護士35名の給与、賞与は、同業職同様な対応が難しい状況であることから、正常な従業員数が維持できなくなる可能性があり、患者さんに正常な対応が難しくなると悩んでいると伺っております。町として、地域医療は住民のため大変重要であります。町は、医療施設等地域医療維持補助を実施していますが、何といたっても医療従事者がいなければ病院運営もできませんので、医療従事者確保のための助成を町がすべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目の説明をいたします。樹木の伝染病であるナラ枯れ対策についてお伺いをいたします。本州方面においてナラやカシの樹木がナラ菌に感染し、水を吸い上げられなくなって枯死してしまうという被害が発生しており、道内ではそのような被害の発生は見られなかったのですが、昨年道南の松前町と福島町の2町で15本の被害が確認され、今年は知内町にも広がり、3町で去年の12倍、178本のナラ枯れが確認されたと報道されています。地球温暖化が急速に進行している状況において、このナラの木を枯らしてしまうナラ菌を媒介するカシノナガキクイムシという昆虫が本州から勢力を拡大し、道南のナラの木を枯らし

ているのが現状であると言われております。オホーツク地区ではまだそのような状況は聞きませんが、本町の東地区や登栄床地区には巨大なナラの木が多数生育しており、防風林として、さらに魚つき林としてその果たしている役割は非常に大きいものがあり、未来に向かって大事に引き継いでいかなければならない財産であると考えています。ナラ枯れが蔓延してからは、その対策は手後れになってしまいます。

まず、1点目は、本町の東地区、登栄床地区の林は国有林でありますので、管内の営林署と密に連絡を取り合って情報を共有する必要があると考えますが、オホーツク沿岸の市町村を含め、今後どのように対応していくのかお伺いをいたします。

2点目は、早期発見が必要であり、夏の間には葉が赤くなり、変色したナラの木を発見したらナラ菌に感染した可能性があるということで、どのような方法で調査するかが重要であります。本町においては、広域範囲にナラの木が生育しておりますので、調査にはドローンの活用、また道ではヘリコプターで上空から確認を取っているとのことですが、町はどのような対応をされるのか、町長のお考えをお伺いをいたします。

以上、3点の趣旨説明を終わります。

○議 長 町長。

○町 長 村川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の広域組合各出張所の職員数の不足についてのご質問にお答えいたします。平成25年に発生した暴風雪における本町での事故を教訓として、今後大きな災害が重複して起きた場合にも対処できるよう消防各出張所に職員を増員してはどうかのご質問でございます。まず、平成25年の暴風雪におきまして本町では1名の貴い命が失われました。心からご冥福をお祈りしているところでございます。この暴風雪の際には町は対策本部を設置しておりませんが、担当職員を登庁させ、必要な避難所を開設して対応に当たっております。また、当時から119番通報は各出張所にはつながらず、遠軽の消防指令センターにつながり、そこから出動可能な出張所に出動命令を出すという体制であったと認識しております。

次に、遠軽地区広域組合の条例に定める職員定数は、消防部分として128名に對しまして現在の職員は123名となっております。実質定数には5名不足している状況であります。決して人件費削減のために計画的に職員を減らしているわけではなく、中途退職者などがいることから定数を満たしていない状況であります。職員定数は、業務を行う上で必要な数と認識しておりますので、有望な職員の確保と育成に努めるよう私も広域組合の副管理者としてお願いをしてみたいと考えております。

また、一方で消防救急体制の強化については、職員数を増やすことだけではなく、遠軽消防署のほか6か所の出張所が効率的に連携することも重要だと考えてございます。当時はなかった通報手段として、電話での会話が困難な方が通報しやすいようにインターネットを利用して119番通報できるネット119を導入しているほか、令和5年9月からはスマートフォンを活用した映像通報システムの運用を開始し、音声だけでなく、映像でも通報者とコミュニケーションを取ることで場所の特定や災害状況の正確な把握が可能になっているところでございます。このような通信手段の強化を含め、3町で連携しながら、遠軽地区の住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを第一に考え、消防職員や救急隊員の労務管理や財政面などの状況も考慮しながら、消防力の強化について適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の曾我病院の医療従事者確保のための支援策についてのご質問にお答えいたします。本町の地域医療につきましては、公的な診療所との位置づけにより町が全面的に支援しているゆうゆう厚生クリニックと民間病院である曾我病院の2つの医療機関により担っていただいているところであり、この2つの医療機関が本町の地域医療に対しましてご貢献いただいておりますことは十分認識をしているところでございます。

現在本町が進めております曾我病院に対する入院病床の維持、確保に対する補助につきましては、病床を確保するため補助対象経費の2分の1を助成しており、この経費の中には人件費など病床運営に対する補助も含まれておるものでございます。今年9月には曾我病院の渋谷院長が来院されまして、令和6年度をもって終了する医療施設及び医療機器の整備に対する補助事業の継続と現行の入院病床の維持、確保に対する町の財政支援の継続につきまして要請があったところでございます。この曾我病院からの要請に基づきまして、入院病床を維持、確保するための地域医療維持費補助金の継続及び新たな医療施設及び医療機器等の整備に対する支援を基本として、曾我病院とも十分に連携を図りながら、新年度に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

また、町としましては、入院病床を有する民間病院への公的支援に対する地方財政措置につきまして今年度も遠軽地区総合開発期成会などを通じまして、国及び北海道に対しまして要請活動を行っているところであります。今後におきましても、より一層強く国等に対しまして要請を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の樹木の伝染病であるナラ枯れの対策についてのご質問にお答えいたします。初めに、1点目の本町東地区、登栄床地区の国有保安林のナラ枯れに関する情報共有と今後の対応についてのご質問にお答えさせていただきます。ナラ枯れは、カシノナガキクイムシという菌類を餌とする長さ5ミリ程

度の円筒状の昆虫がブナ科の木の幹に穴を開けて奥深くにトンネルを掘り、トンネルの壁面にラファエレア菌、通称ナラ菌と呼ばれるカビの仲間を培養し、樹木の中でナラ菌が繁殖することで通水機能が阻害され、枯死する現象で、特にミズナラが枯死しやすいことが報告されております。カシノナガキクイムシは、日本のほか東南アジアに生息することが知られており、世界的には日本が生息地の北限となっております。日本国内では、本州各地で生息が確認されており、これまで北海道では確認されておりましたが、令和元年度に青森県でナラ枯れの被害が急増したことに伴い、カシノナガキクイムシの北海道への侵入が危惧されていたため、令和2年度から道南地域で実施された生息調査にて初めて5個体が捕獲されましたが、ナラ枯れについては確認されておりました。しかし、令和5年度には道南地域において北海道で初めて15本のナラ枯れの被害木が確認され、本年度も同じく道南地域において178本の被害木が確認されており、カシノナガキクイムシの生息域が拡大していることが明らかとなっております。

北海道における対策としては、北海道水産林務部、北海道森林管理局、渡島振興局、檜山振興局のほか、ナラ枯れが確認された関係町で構成するナラ枯れ被害拡大防止対策会議においてナラ枯れ被害木の特徴やカシノナガキクイムシの見分け方などの調査結果が報告されたほか、被害木を伐倒し、薬剤注入による駆除作業の実演も行われております。本町でもこれらの情報を収集するとともに、オホーツク総合振興局をはじめ町内東地区、登栄床地区の国有保安林を所管する網走西部森林管理署とも連携を図り、ナラ枯れ防止対策やカシノナガキクイムシ駆除による被害拡大防止対策について検討してまいりたいと思っております。

次に、2点目の町のナラ枯れ被害の調査方法についてのご質問にお答えいたします。ナラ枯れ被害を拡大させないためには、被害木の早期発見とカシノナガキクイムシの駆除が重要となります。被害木の特徴としましては、紅葉時期の前に葉が赤褐色に変色し、しおれること、また葉が変色していない場合でも木の幹に複数の穴が開けられ、その穴から木くずが出ている場合は、既に産卵や幼虫が繁殖している状況となります。被害状況の調査方法としては、ナラ枯れ被害が発生している道南地域においてはヘリコプターやドローンによる上空からの調査を実施していることから、詳細な調査方法や調査の有効性等について情報収集を図ってまいりたいと考えております。また、実際に森林施業で入林される林業関係者や森林所有者からの情報提供も非常に重要となりますので、その情報収集体制についても関係機関と連携を図り、検討してまいりたいと考えております。

以上、村川議員への回答とさせていただきます。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 ただいまご回答、ご答弁をいただきました。災害というのは、予期しないで起こるのが災害であって、当時も午前中までは本当にかんかん照りのすばらしい好天気だったと。午後から一遍に急変してしまったということから起きた事故であります。当時私も直接携わっていたので、いろんな状況をずっと通じて今回あんまり安心して過ぎていると。いつ起きるか分からない、もうそろそろいろいろ対策を考えたほうがいいのではないかというようなことを思い、今日質問させていただいているところであります。

当初対策本部ができていなかったという町長の答弁ありました。私も完全に定かではありませんけれども、急にこういう吹雪が出たときに、即自治体はやっぱり対策本部の設置というのは急務だったというふうに思っております。そのとき対策本部あったような気は私はしたのですけれども、町長は調査してそういうことだったというご答弁をしているのだと思うのですが、当時本当に広域で受け取るという、被害に遭った人が連絡したのは広域で受け取っているという対策だったとそれは思うのですが、湧別の消防に電話しても広域のほうに行くという、センターのほうに行くということだったと思うのです。2時過ぎぐらいの情報から5時くらいまでは全く連絡取れなかったと。どうして連絡を取ったかというと、地元の消防団員から上湧別支署の団員に連絡取って、そして初めてそこから動き出したということが当時の結果であります。これは、湧別町の役場も全然対応がなかったということで、上湧別支署から言わせるとそれだけ早くだったならなぜもっと早く連絡つかなかったと。であればもっと早くに対策できたというその後のご意見もございました。5時ぐらいから実際に現場へ出向くようになったのが夜の8時ぐらいというようなことでありました。

6支署ありますけれども、そのうち私は全部調査したわけではありませんけれども、多数の支署からやはり空になる、重複した事故が起きたときは絶対空になると、今の現状では。それが本部からいって、支署までくるまでにはかなりの時間も要するということと、当時は広域のほうから無線をしたけれども、その無線もつながらなかつたというのが現場の出ていた職員の話でありました。そういうことを全部踏まえますと、確かに経費の問題も相当あって、それと今いろんな新しい情報システムができたということと、そういうことを対応していけるということの答弁ではございますけれども、実際に起きたときに本当にそれが満度に対応できるのかと。やっぱり支署に1人いることによってその対応が早くなって、そういう事故が起きたときも早く対応できるということにつながるのだと思うのです。

それと、そのときだったと思うのですが、238で吹雪のため芭露から福島へかける上り坂のあのところに車が数十台渋滞して、そこに当時山本議員夫婦がい

まして、これもその時間ぐらいから連絡を何ぼ取っても取れないということで私の携帯に連絡が入りまして、そのことも広域のほうも連絡しましたけれども、つながらない。そして、最終的には開発局に電話いたしまして、開発局が今パトロール中で、早急にそちらのほうに向かわせませうという回答で、その後パトロール隊が来て、渋滞の対応に当たってくれたと。燃料がなくなった人もいた。大変困っていた人たちがいたようであります。そういうことを踏まえて、やっぱり機器とかそういうのだけに頼らない、実際に動ける体制、それは必要なのです。これは、副管理者として今後十分、災害はいつ起きるか分からないので、早急にやっぱりその対策を、各支署に1人置くか、置かぬかの問題なので、それはそんなに難しいことではないと私は思うのです。確かに4,000万前後の費用がかかるということは、運営上いろいろ問題はあるというふうには考えますけれども、それらについて町長は、そしてその当時の事故あった後においてどこまでの検証をされたのか、それを伺いたいのと、これを副管理者として協議する考えがあるか、ないかということの2点を再度お伺いをいたします。

○議 長 町長。

○町 長 当時の暴風雪において、平成25年度の暴風雪の事故につきましては、先ほど議員が言われたとおり、昼までは快晴でありまして、その後急に出たということでございます。当然警報が出るという状況でありますから、役場には担当課が配置して、それらの対応に当たるべく職員の配置は行っていたと思われまます。警報が出るときには必ず第1次配備ということで役場のほうにいると考えてございます。

当時の部分検証して、私直接担当していたわけでもないのですが、ちょっと詳しいところまでは分かりませんが、基本的に今議員言われているとおり、当時から119番というのは全部遠軽に集まるというシステムを取ってございますので、それぞれの支署に電話をかけられてもその業務によっては出動している場合もあって、それぞれの支署が電話に出ないという場合は当然ありまして、あれは個別電話でありまして、救急用の電話ではないということでもありますので、周知が足りなかったのかもしれないかもしれませんが、災害時には119番へ電話をしていただくというのが基本であったというふうに思っておりますし、役場も出なかったという部分については、当時は本庁、総合支所方式の庁舎体制のときでありますから、当然本庁に職員がいれば総合支所にも職員がいるというような配置だったと思っておりますけれども、その部分で何かの対応をしていた部分で湧別総合支所のほうに電話が入ったときに出れなかったという可能性はあるのかなと思っております。あくまでもその現場にいたわけではないので、推測の部分でもあるのですけれども、そういう形の中で第1配備の後、本当に吹雪が出た、行方不明が出たということであれば災害対策本

部を設置して、第2、第3の配置をするというのが今の防災計画上の決めとなっておりますので、今後においてはそういう同じようなことがあれば当然本部設置して、それらの対応に当たるというのが今の防災計画上の手段になってございますので、そういう体制を取っていききたいという部分であります。

また、国道238の部分につきましても、私もちょうどあの福島のところのつながっているところに最後行ったのですけれども、これは絶対抜けれないなと思って、Uターンをして芭露に戻ったという状況であった。三列縦隊でつながっていた状況でありますので、あの状況になったら、まだ通行止めにはなっていないのですけれども、動けないという部分でありましたので、あの状況を見るときもっと早く通行止めにしていただいたほうがああいふことにはならなかったかなと思ってございます。

いずれにしても、いろいろな部分で事故だとかいろいろ起きていますけれども、全体的に初動といいますか、対応の部分で少しずつずれていっているものですから、どうも連絡の行き違いだとか、そういう部分が多くあった部分の災害というか、風雪だったなというような部分で、後からの反省としてそれらが出ているということで、今私たちも当時のその状況のてんまつを見ながら、その状況を確認しているという状況であります。そういうようなことであって、どこかでちゃんとしたつながりができれば防げた事故ではないかなという部分もやっぱり考えておりますので、そこら辺も含めて今後に向けての対応はしていきたいですし、また先ほど言ったとおり、119番がかかると今のスマホでいきますとGPS機能ついておりますので、どこにいるというのも分かるような状況にもなっておりますので、そういうものも含みながら、いろいろな対応をしていきたいですし、支署については現在火災が起きてても何が起きてても支署全体いなくなる場合も組織としてそういう体制で行っておりますので、あくまでも遠軽の広域組合本部の中の指令に基づいて各支署が動くという形になってございますので、これからも町民の方にも十分周知してまいりますけれども、基本的には災害があったときには119番にかけていただくということで、全て場所だとか、そのような部分の把握ができるし、本部からの指令によって各支署が動くというような仕組みになってございますので、そういうものも十分活用しながら対応していきたいと思っておりますし、副管理者として広域組合の中で話はしないのかという部分につきましても、その部分については当然会議の場においてそういうようなご意見もあったという部分、またそれらの対応について落ち度がないようなことで対応できるかという部分についての協議もさせていただきたいと考えてございますし、先日も湧別町の防災会議開かせていただきまして、町内における各種災害が起きたときの対応だとか、そういう部分について各関係機関等とも十分協議をさせていただいておりますので、ここしばらく災害が

ないということで安心はしておりますけれども、いつ来てもおかしくないというのは私どもも当然思っておりますので、それに向けて対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 4番。

○4 番 十分対策は講じていくという考え方には変わりはないのですけれども、まず広域の中でもそれぞれ自治体、3自治体がそれぞれがやっぱりその自治体が責任持って住民を守るという姿勢がなければ、広域でやっているからいいのだという、先ほど協議するのと言ったときにそういう意見もあるということをお伝えするというようなその言い方が、副管理者であり、湧別町長であるのです。そしたら、町長として湧別の住民を守るためにどうしていくのだということが我々が言ったから協議する話ではないのだと私は思うのです。

それと、119番は、当初から119番しているのです。私消防って言いましたけれども、それがつながらなかったから私はこうやって話ししているのだけれども、実際に広域だつながらなかった。何時間もつながらない。それが事実ですから。

それと、あれからいろいろちょっとした吹雪になると道道、国道も通行止めにするようになって、やっぱり事故が起こらないような対策はそれは講じてきているのは分かっております。しかし、何回も言うようですけれども、災害はいつどこで起きるか分からないというのがまず基本ですので、それを十分念頭に置いて、湧別の町としてもどう考えていくのだということをしっかり考えて対策を講じていっていただきたいと思えますが、再度ご答弁をいただきたいと思えます。

○議 長 町長。

○町 長 再質問の部分でちょっと言葉が足りなかったのかもしれませんがけれども、そういうご意見があったという部分も含めて、その対策について協議をしていくというような意味で言わせていただいた部分でありますので、あくまでも湧別町民が基本でありますし、広域でやっておりますので、遠軽地区の住民が安全で安心して暮らせるような対策を取っていかなければならないというのが基本でありますので、それに向けて現在いろいろな形の中で対策を取らせていただいておりますので、引き続きそれらについても十分広域組合の中で協議させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 2点目のご答弁をいただきました。医療補助について人件費の部分も含めて、これ病床の中に入っているのかどうなのか、その辺ちょっと私どもはつきり分かりませんが、私の考えの中では施設の医療機器の補助と

病床に対する補助金ということしか見えていないのですけれども、それ以外に人件費に対してどんな形の補助をしているのか。2分の1されているというような話町長されたのですけれども、私はその点については把握していませんので、その点もう一回再度、もししているとするのであればそれがいつのときからどのぐらいの金額をしたのかということを含めてご答弁いただければと思います。

それと、今全体で遠軽厚生が330床が170床ですか、に減らしてしまったということで、今管内の保健所のあれではもし前回のようなコロナになったときには全然病室が間に合わないという大きな問題を抱えているように聞いております。そういう観点からしても、少なくとも今個人病院というのはどこも大体病床持っているところは赤字運営をやっているのが実態であります。大空町、津別町、この管内の近隣の町村見ても1億から2億からの赤字負担、言わば赤字負担です。名目は人件費対策、看護師、医師対策という名目にはなっていますが、事実上は赤字負担なのです。まして湧別町は、この広域の中で仕事をしていますので、遠軽厚生病院だって昨年まで2億三、四千万の赤字負担をしていると。今年からまた5年間2億6,000万くらいですか。今年には特に医療機器の購入ということで5,000万ほど補助する。だから、今年度は1億からの赤字負担をするのです。支出するのです。ゆうゆうクリニックについてもここ建設されてから十数億の負担を、赤字と医療機器、施設などの補修、いろんなことを含めたら、15年以上たつわけですから、十数億の負担しているのです。これについても税収としては何もなっていない。これも町の契約でやった施設ですから仕方ないのですけれども、何ぼ個人病院といっても47床のベッドを持った個人病院が固定資産税、それから従業員がみんな税金を納めて、町には貢献しているのです。そういうことをしっかり考えると、今公的病院だから、民間病院だからという考え方は変えていかないと、僕は違うのではないかと。その病院がなくてもいいのであればいいけれども、なければ高齢者の最終的な医療をしながらの入院はできないわけなので、オホーツク園や湧愛園では医療はできないですね。そういうことをしっかり考えると、最終的にはやっぱり地元で今47床という病床を持った病院をしっかりと湧別町として守っていかなければならない医療機関だというふうに思っているのです。そういう観点から、今まで町側には病院側からも原田町長の後半から石田町長、そして刈田町長と6回ぐらいの要請、懇談してお願いに来ている実態です。今回は刈田町長に経営計画も立て、そして院長要望に上がっていると思うのです。これは、本当に病院としてもせっぱ詰まった状況の中で、町長のほうに頭を下げてお願いに上がっているという状況を住民を守るための対策として町長はもう少しスムーズに、それは経営内容がどうだこうだという、それはいろいろ議論もあります。あり

ますけれども、現状その病院がなかったら絶対住民が大変なことになるという事実があるのです。だから、それらを含めて、町長はもうちょっと早い対策を講じていくべきでないかというふうに思いますが、町長のご答弁、その2点をお伺いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 曾我病院に対するご質問にお答えさせていただきます。

まず、整理させていただきますけれども、今まで10年前から、10年前ですね、合併してすぐだから。医療施設及び医療機器の整備に対する補助事業として行ってきて、今年が5年の最終年ということであります。この部分については、今までも合併してすぐですから15年ぐらいやっているとありますが、今年の9月に渋谷院長が来まして、今年で終了するけれども、この部分についてまた継続してほしいという要請を受けてございます。そういうことも含めて、新年度に向けてこの部分については継続の方向で今調整をさせていただいている部分であります。まず、これが今までもやっています施設の部分と備品の部分に対する整備に対する補助金でございまして、基本的には施設整備が5分の4で、備品のほうが4分の3の助成をさせていただいているという部分でございまして。

それと、もう一点でございます。5年前から始めました曾我病院にあります入院病床を維持していってもらうために、入院病床に対する助成を行っております。その部分については、国で定める公的病院に係る基準がございまして、その基準に対する2分の1の金額を助成させていただいております。本年においても3,300万ほど助成させていただいている部分でございまして、これが5年間続いてきている部分でありまして、この部分については何ということではないです。入院病床を確保するために必要な経費に使っていただきたいということでございますので、人件費から設備改修から全て含めて、医師給与も含めて構わないものでございまして、維持に関わるための助成として支出させていただいておりますので、町から助成をしているわけでありまして、公的病院に準ずるといって町としては支出をさせていただいておりますし、現在においても北海道、または国に対して町村に唯一残っている入院病床でありますので、それを維持するために町が助成を行うものに対して国の財政支援をお願いしたいということのお願いもしてございます。これらの国の財政支援が出てくる、公立病院、公的病院のような財政支援があればまだ町も出せるという部分もありますので、それらの財政支援をぜひお願いしたいということで国、道に対しまして行っておりますし、関係国会議員、道議会議員に対しましてもそれらの実情に対して行っている状況でございまして。

それと、ゆうゆうクリニックに対する助成につきましては、合併する前の年

ですか、できたのが。だから、16年になりますけれども、赤字補填が5,000万になったのは最近でございますので、10億になったとか、そういうことにはなっていないと思いますので、当初は黒字が3年ぐらい続きましたので、それから1,000万、2,000万という部分でありますので、10億弱ぐらいの支出はさせていただいている。経営赤字に対する支援でございます。設備に対するやつはまた別でございますので、そういうことをやっておりますし、遠軽厚生病院に対しましても地域の第2次医療圏の病院として遠軽、佐呂間、湧別、3町で財政支援をさせていただいて、現在2億円の財政支援をしているというところでございます。病床数が減ってきてございますので、来年、再来年には黒字化に向けて今経営改善をしてきているということでございますので、それらの部分についてはそういう方向で進めていただくよう運営委員会等々でも十分注視しながら、その方向性についてお願いをしているところでございます。

コロナ対策等々の入院病床の部分で不足しているという部分等々がありますけれども、コロナの患者さんが最盛期の頃は病院での受入れもできなくて、一般ホテルの借り上げ等々も行いながら、それらの対応をしてきたという部分がありますし、コロナ対応病院以外の病院での入院というのは基本的には受入れをしていない。入院患者さんがコロナにかかったとかというときには、そのままいたという病院もありますけれども、基本的にはコロナ対応病院のほうに転院をしているというような状況もありますので、そこら辺については今度5類に変わってございますので、国のほうの対応も変わってきますので、今ある一般病院のほうの入院にも対応できるようになるのかどうかというのはちょっとまだ定かでございますけれども、コロナによって入院、または通院が減ったということで今の一般病院の経営が大変厳しくなっているというのが現実でございますので、それを含めて本町においては今入院病床を確保するために基本的にはそれらの支援をさせていただいているのが実情でございますので、今回も院長といろいろ協議をさせていただいた中で施設の整備と備品の整備についてはまた継続をお願いしていただいて、現在行っている入院病床に対する病床確保のための財政支援についても引き続きお願いしたいと言われてございますので、その方向に基づいて新年度においても財政支援をしていきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 私は、今町長答弁しているのですけれども、医療というのは地域がしっかり守らなかつたら生きていけないのが実情なのです。それと、今人件費が病床の補助の全体の中に含まれているという話をいたしましたけれども、病床に補助する規定は、規定って特別要綱か何かであるのか、その使用した病床に対しての使用数に応じた対応ということになっているのですよね。だけ

ども、病床が使わなかったから看護師や医療従事者が減るのかと。これは、そんなに減らしたり、増やしたりできるわけでないわけで、これはそうであれば47床の病床があるわけですから、その病床を全体、常にその47床に対しての病床の、これ9月の議会で他の議員がちょっと質問していた経過もあると思うのですが、47床ある病床に、これコロナのときは遠軽厚生なんか全病床を使っても使わなくても、1床何百万かちょっと分かりませんが、出しているのです。だから、そういうことを踏まえると、経営計画の中にもやはり少なくとも毎年5,000万くらいの助成を続けてもらえないかというような要望がされているはずなのです。町長は、国、いろんな関係のことが進んだら、それに合わせてしますよと言っているけれども、言わば時間の問題なのです、これ。やっぱりこういう人命に関わる大事なものは、町長が特化した考え方持って、思い切った対策を町長自らやらないと地域の医療なんて私は守れないというふうに思っているのですけれども、町長、その全体の病床に対してやると、恐らく今30床前後の補填をしていると思うのですが、47床全部するともう少し増額になって、経営も楽になるというふうに思うので、その点をどうするか、どうできるのか、再度ご答弁いただきたいと思います。

○議 長 町長。

○町 長 曾我病院に対する助成の再質問でございますけれども、入院病床を維持するために出させていただいている助成の部分でございます。47の登録でございますけれども、人員の関係でそこまで入院患者を入れられないというのが実情であります。予算は40床で予算化させていただいておりますけれども、実際には37床分の助成を今行わせていただいている部分でございます。当然町としましても支援する部分においてもある一定の基準というものはつくらないとならないという部分でございます。使われていないものに対してまでの支援というのはいかかなものなのかという部分でございます。そうすると、違う形での支援という形になるのだというふうに感じてございます。実際に病床を確保していただくために、それに対する町としては支援をさせていただいている部分でありますので、その部分、だから47床に対応できるだけの入院患者さんを預かっていただければ、それに対する支援は当然させていただきますし、そういうことの中で5年前にこういう方向で予算を確保していただいて、今支援をさせていただいております。曾我病院については、町としては公的に近い病院だということで、病床を何とか確保させていただくための支援を病院と協議しながら今進めさせていただいている部分でありますので、そこら辺については無尽蔵に出せるというものでもございませんので、病院と十分協議しながら、その経営状況、今回法人としては紋別クリニックの部分の整理を行ったことによってある程度の人員の余裕が出てきたという部分なのかなと思ってございま

すけれども、その紋別クリニックに対して紋別市が支援しているのかという、またその部分については何もないというふうに聞いてございますので、そこら辺も含めて、町としては曾我病院をどう維持していくかということが基本として考えてございますので、関係者とも十分協議しながら、その存続に向けての対応をしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 3つ目の質問について答弁をいただきましたが、これは1町でできる問題でもございませんし、関係機関とも協議しながらやっていかなければならぬということでございます。ただ、湧別町も漁協婦人部、それから団体が協力し合って、森づくりのために広葉樹の植林をずっと何十年も、もう三十何年ですか、続けているということがございます。それだけ森林というのは大事だと。防風対策、それから海のためのプランクトンというような、いろんなものが森林をつくることによって生まれてくるわけですので、町民が一生懸命努力している部分もありますので、その点を含めて考慮して関係機関と協議しながら万全を尽くしていただきたいと思いますということで、私の質問は終わります。

○議 長 町長。

○町 長 ナラ枯れ対策についてでございます。議員言われるとおり、この部分については町単独で対応できるというものでもございませんし、その方法等も国、北海道と、また森林組合等々の関係者とも十分協議しながら、このものが来ないことを願って対応に当たっていきいたいなと思ってございます。

いずれにしても、町の6割が森林でございますので、十分その辺の対応をさせていただきたいと思いますと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 以上をもって一般質問を終了いたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 1 : 5 6)

再 開 宣 告 (1 3 : 0 0)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 令和6年度湧別町一般会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

3番、加藤君。

○ 3 番 2点ほど質問をしたいと思います。

まず、1点目は8ページです。8ページの企画事務に要する経費の負担金、オホーツク紋別空港利用促進の負担金138万7,000円の増額でございますが、720人から871人に増えたということなのですが、現在の搭乗率どういうふうになっているのかお聞かせ願いたいのと、それから今後の予測はどうなっていくのかお聞かせ願いたいと思います。

もう一点目は14ページです。14ページの水産振興に要する経費、外国人の補助金です、宿舍の。4,310万円の増額ですが、当初予算の説明のときに北海道地域づくり総合交付金、当初申請額6,980万円が事業採択になる場合は上乘せというふうに説明を聞いているのですが、今回これはどういうふうな経過でこれが確定して、どういうふうな利用になったのか。それと、もう一点は、この宿舍の工事の進捗状況、どういうふうになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○ 議 長 企画財政課長。

○ 企画財政課長 それでは、オホーツク紋別空港利用促進負担金の関係でございます。まず、搭乗率ですけれども、令和6年度は今途中でありますけれども、まず令和5年度でいきますと55.52%でありました。現在途中でありますけれども、11月現在で59.75ということで、約60%というふうになっております。

今回増額させていただいたのですけれども、コロナ禍で令和2年あたりから相当落ち込みまして、令和5年度から回復してきたというような形になっております。その令和5年度と比較しても令和6年度、月で比べても大分増加しておりますので、60%以上はいくのではないかとということで今後の見込みとなっております。今回人数についても800人以上ということで計上させていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○ 議 長 水産林務課長。

○ 水産林務課長 外国人技能実習生等宿舍整備事業の補助金の関係でございます。地域づくり総合交付金につきましては、事前の補助申請をさせていただきまして、先般北海道のほうより内示額の通知が来ましたので、その金額が4,310万円ということで、その金額を今回補正させていただいております。

また、事業の進捗状況につきましては、工事契約につきましては12月の22日までとなっております。現在外構と内装の工事が進んでおりまして、間もなく完了するというので湧別漁業協同組合のほうから報告を受けてございます。工期の12月の22日までには完成するというので報告を受けておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議 長 3番、加藤君。

○3 番 オホーツク紋別空港の利用の関係なのですが、先日私も東京に行きまして、行きはそうでもなかったのですが、帰りの便が相当混んでいたかなというふうに思っております。それで、今後に向けて、羽田空港の状況も考えていかなければならないと思うのですが、どのぐらいになれば将来に向けて2便体制になることができるのか、ここら辺の予測も含めながらお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 今後の増便の見込みですけれども、ただいま60%という搭乗率ですけれども、今協議会では65%を目指して取組を行っております。まずはそこをクリアしてからという話になろうかと思っております。陳情はしておりますけれども、いろいろな関係、機体等の関係もありますので、まずは搭乗率を上げて要望していくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和6年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 令和6年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

福祉課長。

(福祉課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 湧別町公の施設に係る指定管理者の指定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第5号から日程第14、議案第7号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号、議案第6号及び議案第7号 財産の処分について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

水産林務課参事。

(水産林務課町有林管理担当課長提案理由説明)

○議 長 これから議案第5号から議案第7号までについて質疑を行います。質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第5号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第6号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第7号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第8号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第8号 公有水面の埋立について。

○議長 提案者の説明を求めます。

水産林務課長。

(水産林務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、諮問第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これより諮問第1号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案の者を適任とすることにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については原案の者を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 宣 告（ 1 3 : 5 6 ）

再開 宣 告（ 1 4 : 0 5 ）

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第9号から議案第16号について追加提案がなされました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

○全 員 （ 異 議 な し ）

○議 長 異議なしと認めます。

議案第9号から議案第16号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題に入ることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第9号から追加日程第4、議案第12号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第9号 湧別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第10号 湧別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第11号 湧別町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第12号 湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

（総務課長提案理由説明）

○議 長 これから議案第9号から議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○全 員 （ な し ）

○議 長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第9号の討論を行います。

○全 員 （ な し ）

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 （ 異 議 な し ）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第10号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第11号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第12号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

追加日程第5、議案第13号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第13号 令和6年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

追加日程第6、議案第14号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第14号 令和6年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

福祉課長。

(福祉課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

追加日程第7、議案第15号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第15号 令和6年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

追加日程第8、議案第16号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第16号 令和6年度湧別町下水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 宣告 (14:47)

再開 宣告 (14:55)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第17号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

議案第17号を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第9、議案第17号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第17号 令和6年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、請願第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 請願第1号 住民投票の実施を求める請願書。

○議長 お諮りします。

この請願については、総務厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、この請願は総務厚生常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

日程第18、意見書案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 意見書案第3号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書。

○議長 提案者の説明を求めます。

9番、檜山君。

(9番趣旨説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和6年第4回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (1 5 : 0 5)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 川形志和

湧別町議会 議員 檜山洋一